

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年 9 月10日
【会社名】	株式会社三ツ星
【英訳名】	MITSUBOSHI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 羽生 忍
【本店の所在の場所】	大阪市中央区本町一丁目 4 番 8 号
【電話番号】	06-6261-8881（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部 左奈田 乙代
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区本町一丁目 4 番 8 号
【電話番号】	06-6261-8881（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部 左奈田 乙代
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	150,077,800円
	（注） 募集金額は、株式会社三ツ星（以下「当社」といいます。）を株式交付親会社、天進商事株式会社（以下「天進商事」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）に関して、本株式交付の対価として取得する天進商事の株式数及び本株式交付の株式交付比率を勘案した当社普通株式の交付数に2026年 9 月10日開催の取締役会の決議の前営業日2026年 9 月 9 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を乗じて算出した金額です。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	173,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 当社が本株式交付の対価として取得する天進商事（東京都台東区台東4-30-10 台東4丁目Mビル7階、代表取締役辻恵美子）の株式数及び本株式交付における株式交付比率を勘案して記載しております。
2. 会社法第816条の4第1項の規定に基づき、簡易株式交付の手続きにより株主総会の決議を受けずに株式交付を行う予定です。
3. 2026年9月10日（木）開催の取締役会決議によります。
4. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第774条の2の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を交付することにより行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
5. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

株式交付によることとします。(注)

- (注) 当社普通株式は、天進商事の普通株式の譲渡人に対して割当てられます。本株式交付に係る割当ての内容の詳細については、「第二部 公開買付け又は株式交付に関する情報 第1 公開買付け又は株式交付の概要 4 公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠 1. 本株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）」をご参照ください。

(2)【募集の条件】

該当事項はありません。

(3)【申込取扱場所】

該当事項はありません。

(4)【払込取扱場所】

該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

1【公開買付け又は株式交付の目的等】

1．本株式交付の目的及び理由

当社は、2026年5月12日付「中期経営計画の策定に関するお知らせ」にて開示したとおり、2027年3月期から2029年3月期までを対象とする中期経営計画を策定いたしました。当該中期経営計画においては、「基盤事業の更なる強化」及び「事業ポートフォリオの変革」を経営方針として掲げ、顧客課題解決型ビジネスへの転換及び資本効率の向上を推進しております。具体的には、M & Aや業務提携による事業領域の拡大に加え、基幹システムの再構築やAIの活用による業務効率化等を推進し、景気変動の影響を受けにくい収益構造の構築を目指しております。

当社は、2026年8月7日に2027年3月期第1四半期決算短信を公表しており、既存事業は堅調に推移しております。一方、世界的なAI関連事業の拡大等を背景として、AI関連設備等に使用される銅の需要が拡大するなど、銅を取り巻く市場環境にも変化が生じております。また、脱炭素化の進展や電化の加速を背景として、電気自動車（EV）、再生可能エネルギー関連設備、送配電網等の幅広い分野において銅需要の拡大が見込まれており、銅資源の安定的な確保及び資源循環の重要性が高まっております。特に、銅スクラップは、回収・選別・加工・精錬等の工程を経て再生資源として利用することが可能であり、新たに採掘・精錬する一次地金と比較して、一般的にCO₂排出量の削減につながることから、脱炭素化及び資源循環の観点からも、その重要性が高まっております。

このような事業環境を踏まえ、当社は、今後もAI関連事業、EV、再生可能エネルギー等の成長分野における銅需要の拡大が見込まれる中、これらの産業を支える重要な基礎資源の一つである銅について、そのリサイクル及び資源循環に関連する事業への参入を検討してまいりました。

本株式交付により当社が子会社化する予定の天進商事は、銅を中心とした金属スクラップの回収・販売を行う事業会社であり、前期の売上高は約150億円となっております。また、年間約8,000トンの銅スクラップを取り扱っており、当該取扱量は、当社の電線事業における年間の銅使用量の2倍以上に相当します。

当社は、天進商事が有する銅スクラップの回収・取扱いに関する事業基盤を活用することで、資源循環・リサイクル関連事業を当社グループにおける新たな事業領域として育成していくことが可能であると考えております。また、銅スクラップは、適切な選別・加工及び精錬等の工程を経ることで再生資源として利用することが可能であることから、将来的には銅のリサイクル及び精錬等の周辺領域への事業展開についても検討してまいります。加えて、当社の電線事業においては、主要原材料である銅を安定的に調達することが重要な事業課題の一つとなっております。このため、銅スクラップの回収・取扱い事業への参入は、当社の既存の電線事業との直接的な事業統合を目的とするものではないものの、銅資源の調達・確保という観点から、将来的な間接的シナジーも期待できるものと考えております。

以上を踏まえ、当社は、資源循環及びリサイクル関連事業を今後の事業ポートフォリオを構成する重要な事業の一つとして位置付け、天進商事が有する銅スクラップの回収・取扱いに関する事業基盤を活用するとともに、当社の既存事業との連携可能性を検討しながら、銅資源の安定確保及び資源循環型ビジネスの構築を進めてまいります。

本株式交付後の経営方針については、当社は親会社として、天進商事の既存の経営体制及び事業運営を尊重しつつ、予算管理やKPI管理等の経営管理手法を導入することにより、事業運営の状況を適切に把握するとともに、内部統制及びコンプライアンス体制の整備・高度化を進めてまいります。あわせて、人事制度及び労務管理体制の整備、業務マニュアルの標準化等についても、当社グループが有する知見及びノウハウを活用しながら推進してまいります。さらに、親会社としての適切なガバナンスのもと、人材及びノウハウの共有、業務プロセスの標準化等を進めることにより、天進商事の事業運営の効率化及び安定化を図り、当社グループ全体の企業価値向上につなげてまいります。

なお、当社は、2025年12月16日付「第三者割当による新株式発行並びに第1回新株予約権発行に関するお知らせ」に記載の第三者割当増資により調達した資金のうち、892百万円をM & A資金として充当することとしております。本件においては、天進商事の株式取得対価の全額を現金とするのではなく、取得対価の半分について株式交付制度を利用し、当社株式を対価とすることといたしました。これは、天進商事を当社グループの中核事業会社として中長期的に一体運営していく方針のもと、天進商事の経営株主が本株式交付を通じて当社株式を保有することにより、当社グループの企業価値向上による利益を共有する関係を構築し、当社と天進商事の経営株主との利害を一致させることで、当社グループ全体の持続的な企業価値向上に向けたインセンティブを共有することが合理的であると判断したためであります。また、当社としては、今後の追加的なM & Aや成長投資への対応余力を確保する観点から、手元流動性の過度な減少を回避することも重要であると考えております。このため、本件においては、取得対価の半分以上を株式交付により当社株式を対価として交付し、残りの半分については現金対価150百万円を上記第三者割当増資により調達したM & A資金から充当することとし、財務健全性の維持と今後の成長投資余力の確保を両立することといたしました。

2．新規事業の概要

(1) 開始する事業の内容

当社グループは、新たに「リソースイノベーション事業部」を設け、非鉄金属リサイクル事業を開始いたします。本事業は、主として銅をはじめとする非鉄金属スクラップの回収、輸出入及び販売を行うものであり、天進商事が有する事業ノウハウや取引基盤を活用しながら、当社グループとしての事業展開を図るものです。天進商事は、銅を中心とした非鉄金属スクラップの回収、輸出入及び販売を主力事業としており、取り扱う回収金属のうち銅が約80%を占めております。また、回収した金属の解体及び保管等を行う拠点として、千葉県市原市に約8,700坪の工場を保有しております。

(2) 当事業を担当する部門

本事業の推進にあたり、当社は「リソースイノベーション事業部」を新設し、当該事業部において本事業を担当いたします。なお、当該事業部の部門長には、当社代表取締役社長である羽生忍が就任する予定です。

(3) 当該事業の開始のために特別に支出する金額及び内容

本事業の開始にあたり、新たな設備投資等の特別な支出は予定しておりませんが、天進商事の運転資金として必要に応じて両社協議の上、最大500百万円の貸付を予定しております。

(4) 事業開始日

本事業の開始時期は2026年10月下旬を予定しております。

天進商事の概要は以下の通りです。

(1) 商号	天進商事株式会社	
(2) 本店所在地	東京都台東区台東4-30-10 台東4丁目Mビル7階	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 辻 恵美子	
(4) 事業内容	金属スクラップ回収並び輸出入事業	
(5) 資本金	9,000万円	
(6) 発行済株式総数	1,800株	
(7) 決算期	3月31日	
(8) 大株主及び持株比率	辻 恵美子 51% 孫 陽 25% 陳 紹年 24%	
(9) 従業員数	8名	
(10) 主要取引先	一般事業法人	
(11) 当事会社間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

提出会社の概要

(1) 商号	株式会社三ツ星
(2) 本店所在地	大阪市中央区本町一丁目4番8号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 羽生 忍
(4) 事業内容	電線事業、ポリマテック事業、電熱線事業
(5) 資本金	1,330百万円（2026年6月30日時点）
(6) 発行済株式総数	4,479,965株（2026年6月30日時点）
(7) 決算期	3月31日

（注） 事業内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

提出会社の企業集団の概要

本株式交付の効力発生後における当社の企業集団の概要は以下のとおりとなる予定です。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 （又は被所有） 割合（％）	関係内容
（連結子会社） シルバー鋼機(株)	東京都中央区	千円 48,000	電熱線	100.0	なし。
MITSUBOSHI PHILIPPINES CORPORATION （注）1	フィリピン共和 国カピテ州	千ペソ 21,221	電線およびポリ マテック	100.0	当社製品の製造。 役員の兼任あり。 資金援助あり。
(株)河南伸銅所 （注）1	大阪府松原市	千円 12,500	電線	100.0	銅の伸線加工。 役員の兼任あり。
エムシーレフィラ(株)	大阪市淀川区	千円 1,000	ポリマテック	70.0	当社商品の販売。 役員の兼任あり。 資金援助あり。
天進商事(株)	東京都台東区	千円 90,000	金属スクラップ	51.0	なし。
その他1社					

（注）1．特定子会社に該当しております。

提出会社の企業集団における株式交付子会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

当社は天進商事の株式を保有しておりませんが、本株式交付により、当社は天進商事の普通株式の過半数を保有し、天進商事は当社の子会社となる予定です。

役員の兼任関係

株式交付子会社との間に役員の兼任関係はありません。本株式交付後においては、ガバナンス強化等を目的として、提出会社の役員1名が株式交付子会社の役員を兼任する予定です。

取引関係

該当事項はありません。

2【公開買付け又は株式交付の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【公開買付け又は株式交付に係る契約等】

1．株式交付計画の内容の概要

当社は、2026年9月10日に、2026年10月26日を効力発生日とし、当社を株式交付親会社、天進商事を株式交付子会社とする株式交付を行うこととする株式交付計画（以下「本株式交付計画」といいます。）について、当社取締役会の承認を得ております。

本株式交付計画に基づき、天進商事の普通株式1株に対して、当社の普通株式375株を割当て交付します。

本株式交付計画の内容は下記の「2．株式交付計画の内容」のとおりです。

2．株式交付計画の内容

株式交付計画書

株式会社三ツ星（以下「甲」という。）は、甲を株式交付親会社、天進商事株式会社（以下「乙」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うに当たり、次のとおり株式交付計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式交付子会社の商号及び住所）

乙の商号及び住所は次のとおりである。

商号：天進商事株式会社

住所：東京都台東区台東4-30-10台東四丁目Mビル7F

第2条（株式交付親会社が本株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の普通株式の数の下限は、918株とする。

第3条（本株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する株式及び金銭並びにそれらの割当て）

1．甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、当該普通株式の対価として、甲の普通株式173,300株、及び、金150百万円の金銭を交付する。

2．甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対し、給付を受ける乙の普通株式のうち、株式による交付の対象として指定した普通株式1株につき甲の普通株式377.56株を、金銭による交付の対象として指定した普通株式1株につき金326,797.39円(小数点第3位を四捨五入)の割合をもって割り当てて交付する。

3．甲が前各項に従って乙の普通株式の譲渡人に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第4条（増加する資本金及び準備金に関する事項）

本株式交付に際し、株式交付親会社の資本金及び準備金の額は変動しないものとする。

第5条（株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日）

乙の普通株式の譲渡しの申込みの期日は、2026年10月23日とする。

第6条（本株式交付がその効力を生ずる日）

本株式交付が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年10月26日とする。但し、本株式交付の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。

第7条（本計画の変更及び本株式交付の中止）

本計画作成日から効力発生日までの間において、本株式交付の実行に重大な支障となる事象が生じたこと等により本株式交付の目的を達成することが困難となった場合には、甲は、本計画の内容を変更し又は本株式交付を中止することができる。

第8条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式交付に関する事項は、本株式交付の趣旨に従って、甲がこれを決定する。

2026年9月10日

大阪市中央区本町一丁目4番8号

株式会社 三ツ星

代表取締役 羽生 忍

4【公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．本株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）

天進商事に係る割当て

当社は、天進商事の普通株式1株に対して、当社の普通株式375株を割当て交付いたします。当社が譲り受ける天進商事の普通株式の数の下限は、918株とします。また、本株式交付後における割当先（天進商事の株式譲渡人）の当社普通株式の所有割合は、3.72%となる予定です。本株式交付により発行される当社普通株式数は、発行済株式総数（本株式交付前）に対して3.87%に相当し、これにより生じる希薄化率は3.87%となる見込みです。なお、本株式交付により割当先に交付される当社普通株式に端株が生じる場合には、会社法の規定に従い、当該端株に相当する数の株式を一括して売却し、その売却代金を端株を生じた株主に対して按分して交付する予定です。

2．本株式交付に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

天進商事の株式に係る割当て

当社は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及び天進商事から独立した第三者算定機関である株式会社StewartMcLaren（以下「StewartMcLaren」といいます。）を選定し、2026年9月9日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定報告書を取得いたしました。当社は、StewartMcLarenから提出を受けた天進商事の株式に係る株式交付比率の算定結果、及び、両社の財務状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案し、検討を重ねた結果、最終的に、上記「1．本株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）天進商事の株式に係る割当て」記載の株式交付比率が、StewartMcLarenが算定した株式交付比率レンジ内であり、株主の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至りました。

なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重要な変更が生じた場合、当社及び天進商事の株主との間の協議により変更することがあります。

(2) 株式価値及び株式交付比率の算定について

天進商事の株式価値の算定については、株式会社プレジスト（以下「プレジスト」といいます。）に算定を依頼いたしました。

プレジストは、天進商事が長年にわたり安定した営業基盤、顧客ネットワーク及び信用力を構築しており、その企業価値は、実態純資産のみならず、継続的な収益力にも支えられていることを踏まえ、修正時価純資産法を基礎とした評価方法を採用しております。具体的には、天進商事の実態純資産を基礎的な価値とし、これに正常営業利益を基礎として算定した営業権の価値を加味することにより、天進商事の株式価値を算定しております。一方、本株式交付における株式交付比率については、その公正性及び妥当性を確保する観点から、Stewart McLarenに算定及び分析を依頼いたしました。

当社は、プレジストによる天進商事の株式価値の算定結果及びStewart McLarenによる本株式交付比率の算定・分析結果を参考にするとともに、天進商事の財務状況、保有資産の状況、事業計画及び財務予測等の将来見通しを総合的に勘案し、慎重に検討を重ねました。

その結果、本株式交付における株式交付比率について、下記の算式により算定することが妥当であり、当社及び天進商事の株主の利益に資するものであると判断し、当該株式交付比率を決定いたしました。

なお、本株式交付比率については、その算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間の協議により変更されることがあります。

以上を踏まえ、当社普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりとなります。

Stewart McLarenは、本株式交付比率の算定及び分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、これらの情報が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にその正確性及び完全性の検証を行っておりません。

また、Stewart McLarenは、両社及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析・評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。

加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣が現時点において入手可能な情報に基づき、合理的な前提のもとで作成したものであることを前提としております。

Stewart McLarenによる本株式交付比率の算定及び分析は、2026年9月9日現在において入手可能な情報並びに同日時点の経済・市場環境等を前提としたものであります。

算定機関との関係

Stewart McLarenは、当社、天進商事及び天進商事の株主の関連当事者に該当せず、本株式交付に関して記載すべき重要な利害関係は有しておりません。

算定の概要

StewartMcLarenは、当社株式については東京証券取引所スタンダード市場に上場し市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日を2026年9月9日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1か月、3か月、6か月の各期間の株価終値の出来高加重平均）を採用して算定を行いました。

採用手法	算定結果（円）
市場株価法	752～866

天進商事の企業算定に関しましては、プレジストに算定依頼をし、天進商事の株式については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であること、類似上場企業の選定が困難であることから類似企業比較法の採用についても適当ではないと判断したこと等を総合的に勘案し、修正時価純資産法による算定を採用しております。

採用手法	算定結果（円）
修正時価純資産法	325,410～397,723

上記より当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は以下のとおりとなります。

株式交付比率の算定結果
375～528

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社は本株式交付において株式交付親会社となり、また株式交付子会社である天進商事は非上場のため、該当事項はありません。

(4) 公正性を担保するための措置

本株式交付の実施にあたり、交付比率算定の公正性を担保するため、当社及び天進商事から独立した第三者算定機関であるStewartMcLarenを選定し、2026年9月9日付で、株式交付比率に関する算定書を取得しました。当該算定書の概要につきましては、上記2.(2)「株式価値及び株式交付比率の算定について」「算定の概要」をご参照ください。

5【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違（株式交付子会社の発行有価証券と株式交付によって発行（交付）される有価証券との相違）】

1．株式の譲渡制限

当社の定款には定めがありませんが、天進商事の定款には、天進商事の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。

2．単元未満株主の権利

当社の定款には、単元株式数を100株とする旨の定め、及び単元未満株式を有する株主は（ ）会社法第189条第2項各号に掲げる権利、（ ）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利、（ ）単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を行使することができない旨の規定が置かれておりますが、天進商事の定款には単元株式数に係る定めはありません。

3．自己株式の取得

当社の定款には、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨の定めがあります。一方、天進商事の定款には、自己の株式の取得に関する同様の定めはありません。

4．株式の割当てに関する事項

天進商事の定款には、会社法第202条又は第186条の規定に従い、有償又は無償で株式を株主に割り当てる場合には、その割当てに関する事項を株主総会の決議によって定める旨の規定があります。一方、当社の定款には、株式の割当てに関する同様の明示的な規定は置かれておりません。

5．剰余金の配当の基準日

当社の定款には、期末配当の基準日を毎年3月31日とする旨の定めがあるほか、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨の定めがあります。一方、天進商事の定款には、剰余金の配当は毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して行う旨の定めがあり、中間配当に関する定めは置かれておりません。

6【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

該当事項はありません。

7【公開買付け又は株式交付に関する手続】

1．株式交付に関して会社法に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式交付に関し、当社においては、会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2の各規定に基づき、株式交付計画、会社法第774条の3第1項第2号に掲げる事項についての定めが同条第2項に定める要件を満たすと当社が判断した理由、会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め

の相当性に関する事項、天進商事の最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、天進商事において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、2026年9月10日より当社本店に備え置く予定です。

の書類は、2026年9月10日の当社取締役会において承認された株式交付計画であります。は、会社法第774条の3第1項第2号に掲げる事項、すなわち、上記株式交付計画において定める、本株式交付に際して当社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限についての定めが、同条第2項に定める要件を満たすと当社が判断した理由を説明したものであります。は、本株式交付における、天進商事の株式の譲渡人に対する割当ての内容、及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明したものであります。の書類は、天進商事の2026年3月期の計算書類等に関する書類であります。は、天進商事において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面であります。は、当社の2026年3月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じた場合に、当該事象を記載したものであります。

これらの書類は、当社本店において、営業時間内に閲覧することができます。なお、効力発生日までの間にからまでの各書類の内容に変更が生じた場合には、当該変更内容を反映した書類を速やかに作成のうえ、当社本店において、営業時間内に閲覧に供する予定であります。

2．株主総会等の株式交付に係る手続きの方法及び日程

株式交付計画承認の当社取締役会	2026年9月10日（木曜日）
株式交付子会社の株式の譲渡の申込期日	2026年10月23日（金曜日）
株式交付の効力発生日	2026年10月26日（月曜日）

3．株式交付子会社が発行者である有価証券の所有者が当該株式交付に係る行為に関して有する有価証券の買取請求権の行使方法

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

当社の主要な経営指標等、天進商事の主要な経営指標等はそれぞれ以下のとおりです。

< 当社の主要な経済指標等 >

(1) 連結経営指標等

回次	第77期	第78期	第79期	第80期	第81期
決算年月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
売上高 (千円)	9,187,413	9,946,843	10,329,646	10,875,060	11,728,353
経常利益 (千円)	302,006	204,308	111,153	154,885	387,818
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円) ()	281,067	68,281	123,657	215,541	246,541
包括利益 (千円)	265,683	41,428	280,327	123,693	349,986
純資産額 (千円)	6,170,567	6,072,192	6,598,479	6,663,340	7,245,824
総資産額 (千円)	10,419,347	10,950,473	12,708,388	12,728,362	13,905,057
1株当たり純資産額 (円)	1,795.38	1,764.82	1,916.69	1,935.69	1,842.12
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円) ()	81.82	19.85	35.92	62.61	70.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	66.91
自己資本比率 (%)	59.2	55.5	51.9	52.4	52.0
自己資本利益率 (%)	4.6	1.1	2.0	3.3	3.5
株価収益率 (倍)	14.0	119.4	53.6	14.4	11.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	352,231	104,914	113,110	154,545	627,470
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	28,214	35,416	428,118	55,549	289,880
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	348,104	414,003	384,833	276,856	242,319
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,071,992	1,616,292	1,674,892	2,039,773	2,626,748
従業員数 (人)	231	237	318	314	326
(外、平均臨時雇用者数)	(97)	(89)	(93)	(108)	(104)

(注) 1. 第80期以前の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2023年4月21日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第77期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()を算定しております。

3. 第80期における数値は、決算訂正を反映した数値となっております。なお、第80期の訂正後の有価証券報告書については、2025年10月23日に提出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第77期	第78期	第79期	第80期	第81期
決算年月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
売上高 (千円)	8,063,533	8,758,796	9,168,675	9,255,381	10,055,670
経常利益 (千円)	152,943	58,520	127,435	79,168	354,438
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	174,530	180,976	81,949	154,365	192,709
資本金 (千円)	1,136,518	1,136,518	1,136,518	1,136,518	1,273,606
発行済株式総数 (株)	1,266,655	1,266,655	3,799,965	3,799,965	4,279,965
純資産額 (千円)	6,071,392	5,842,418	6,012,210	5,986,689	6,524,371
総資産額 (千円)	9,529,306	9,895,771	10,650,230	10,400,633	11,590,249
1株当たり純資産額 (円)	1,766.52	1,698.03	1,746.30	1,739.13	1,658.33
1株当たり配当額 (円)	60.00	50.00	17.00	17.00	17.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	50.81	52.61	23.81	44.84	55.20
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	52.30
自己資本比率 (%)	63.7	59.0	56.5	57.6	56.2
自己資本利益率 (%)	2.9	3.0	1.4	2.6	3.1
株価収益率 (倍)	22.5	45.1	80.9	20.0	14.2
配当性向 (%)	39.4	31.7	71.4	37.9	30.8
従業員数 (人)	159	163	159	159	165
(外、平均臨時雇用者数)	(72)	(66)	(60)	(60)	(59)
株主総利回り (%)	254.0	524.7	431.6	211.4	190.0
(比較指標：日経平均株価)	(95.4)	(96.1)	(138.4)	(122.1)	(175.0)
最高株価 (円)	4,685	14,660	3,140	2,129	1,299
			(8,530)		
最低株価 (円)	1,260	2,480	1,745	752	610
			(6,860)		

(注) 1. 第77期の1株当たり配当額には、設立75周年記念配当10円を含んでおります。

2. 第80期以前の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

4. 当社は、2023年4月21日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第79期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

5. 当社は、2023年4月21日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第77期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()を算定しております。

6. 第81期の1株当たり配当額17.00円については、2026年6月23日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。

< 天進商事の主要な経営指標等 >

回次	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
売上高 (千円)	10,793,063	8,774,398	7,361,846	14,936,801
経常利益 (千円)	33,891	26,737	20,573	51,818
当期純利益 (千円)	23,405	18,363	14,362	38,920
資本金 (千円)	90,000	90,000	90,000	90,000
発行済株式総数 (株)	1,800	1,800	1,800	1,800
純資産額 (千円)	326,573	344,937	359,263	398,182
総資産額 (千円)	1,709,810	1,331,786	2,036,567	2,997,334
1株当たり純資産額 (円)	181,429.44	191,631.67	199,590.56	221,212.22
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	13,002.78	10,479.44	7,978.89	21,622.22
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	19.10	17.86	17.64	13.28
自己資本利益率 (%)	7.17	5.47	4.00	9.77
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	260,371	105,212	310,193	194,408
従業員数 (人)	9	9	8	8
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(—)	(—)

(3) 株式交付後の当社の経営指標等

上記各主要な経営指標等に基づく株式交付後の当社の経営指標等の見積もりとして、当社の最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」並びに対象会社の最近事業年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。

もっとも、以下の数値は、単純合算値に会計上必要最低限の内部取引を加味したに過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意ください。また、「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純な合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあることから、合算は行っておりません。

売上高 (千円)	24,992,471
経常利益 (千円)	406,256
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	212,558

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書（第81期）（以下、「有価証券報告書」という。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年9月10日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年9月10日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項ありません。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書（第81期）提出後、本有価証券届出書提出日（2026年9月10日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年6月24日に以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

（2026年6月24日提出）

1 提出理由

2026年6月23日開催の当社第81期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

2026年6月23日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

（1）配当財産の種類

金銭といたします。

（2）配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金17円、配当総額66,734,418円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業展開の多様化に対応する為、事業目的を追加するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、青木邦博、羽生忍、中井川俊一の3氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、上村多恵子、吉永久三、森井じゅんの3氏を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	18,398	253	-	（注）1	可決（97.04％）
第2号議案	18,335	316	-	（注）2	可決（96.70％）
第3号議案					
青木 邦博	18,220	431	-	（注）3	可決（96.10％）
羽生 忍	18,251	400	-		可決（96.26％）
中井川 俊一	18,284	367	-		可決（96.43％）
第4号議案					
上村 多恵子	18,320	331	-	（注）3	可決（96.62％）
吉永 久三	18,307	344	-		可決（96.56％）
森井 じゅん	18,324	327	-		可決（96.65％）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上

第3 資本金の増減について

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書(第81期)（以下、「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年9月10日）までの間に、新株予約権の行使により、以下のとおり資本金等の増加が生じております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2026年4月24日	100,000	4,379,965	28,640	1,302,246	28,640	1,299,324
2026年5月15日	100,000	4,479,965	28,640	1,330,886	28,640	1,327,964

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第81期)	自 2025年4月1日 至 2026年3月31日	2026年6月22日 近畿財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 6 月22日

株式会社三ツ星

取締役会 御中

オリエント監査法人

大阪事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鎌田 修誠

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤岡 亮祐

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三ツ星の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三ツ星及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当連結会計年度の連結貸借対照表において、電線事業における棚卸資産は「商品及び製品」1,653,893 千円、「仕掛品」242,986 千円及び「原材料及び貯蔵品」623,269千円の合計 2,520,149 千円（連結総資産の18.1％）が計上されており、金額的重要性が高い。 会社は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、電線事業における棚卸資産は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としている。 棚卸資産の正味売却価額の見積りにあたっては、将来の販売価額及び販売見込を考慮する必要がある、これらは棚卸資産の主たる構成要素である銅の相場の変動や将来需要、市場状況、販売戦略の変化などの影響を受ける。特に、銅の相場は外部環境の変化に大きく影響を受ける。そのため正味売却価額の見積りには不確実性を伴い、その経営者による判断が棚卸資産の連結貸借対照表価額に重要な影響を及ぼす。 以上から、当監査法人は、会社の電線事業に係る棚卸資産の評価が、当連結会計年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、会社の電線事業に係る棚卸資産の評価の妥当性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。 ・棚卸資産の評価に関する決算作業に係る内部統制の整備状況及び運用状況の評価を行った。 ・過年度における正味売却価額の見積りとその後の販売価額の実績とを比較し、その結果に重要な差異がないことを検討することで、会社の見積り方法の合理性を確かめた。 ・商品及び製品の正味売却価額について、販売実績に基づく価額と照合した。また、仕掛品及び原材料について、正味売却価額の見積りにあたって参照した価額について公表されている銅相場に基づく価額との整合性を確認した。 ・電線事業における将来販売見込及び市場環境について経営者及び責任者に質問を実施し、取締役会にて承認済みの次期予算との整合性を確かめるとともに、経営者の仮定が適切であるか検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三ツ星の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社三ツ星が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書及び内部統制監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年 6 月22日

株式会社三ツ星

取締役会 御中

オリエント監査法人

大阪事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鎌田 修誠

指定社員
業務執行社員

公認会計士 藤岡 亮祐

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三ツ星の2025年4月1日から2026年3月31日までの第81期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三ツ星の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

電線事業における棚卸資産の評価
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（電線事業における棚卸資産の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。